

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年11月7日)

## ○ 杉浦 貴委員長

それでは、1時半となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を進めさせていただきますと思います。

ちょっとお二人ほどおくれてみえる方、お見えになりますけど、よろしく願いをいたします。

それから、市民の方、お二人、傍聴で入られておられます。よろしく申し上げます。

早速ですが、きょうはお手元のほうに資料が三つお配りさせていただいてあります。一つは資料①で、前回10月29日に委員会で出された主な意見を中心にまとめたもの。そして、29日の日にまとめたものを資料②で、12条からまとめた分を書かせていただいております。それと、もう一つ、市民文化部のほうでお願いをしておりました、決算が終わりましたので、それに基づいて、いわゆる委託料補助金等、それを、いわゆる市民協働というくくりでくくった、そういう形で地縁団体への費用をその他というような形で、どれぐらいの資金が出ているかというのを調べていただいた資料がまとまりましたので、それをきょう資料として出させていただきます。

それでは、きょうの進め方なんですけれども、12条から15条ということで、前回確認させていただいたところをまず見ていただいご確認していただくのと、それは資料②のほうでお願いしたいと思いますが、それと、15条についての正副で出させていただくということでお話をさせていただいたので、そのあたりと。それから、あと、16条から18条のところを少し、余り問題ないかとは思いますが、それもなめさせていただきますので、その後、市民協働の条例がほぼ仮決めも含めてですけれども一応決定されると、コンクリートされるというようなことをございますので、その中でうたわれている制度なり、いろんな取り決めなり、規則なり、そういったところをどのような形で整えていくかというようなところについて少し議論をさせていただけたらなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは、資料②の12条から14条までのところは、前回確認させていただいたものをきちんと清書させていただいておりますので、見ていただけたらと思います。

それで、前回のときに、15条のところを正副で何か、審査もあり、そして、活動のチェックもあるので、その辺も含めて案をとということでありました。それで、検討させていた

だいて、結論としては、結論としてはと言うか仮決めというような形でお聞きいただきたいと思うんですけれども、このままでとりあえずはいいのではないかとこのように考えています。それというのは、確かに団体から出してきたものの審査とかそういったものもあるわけですが、それは、その制度のつくり方によっていろんなことも考えられますので、いわゆる市民から提案型で出してもらった案件についての制度の中身みたいなものが決まった段階で15条のところの中身を少し、その分だけつけ加えるような形で直させていただくようなことで、この15条については第5までありますけれども、ほかのところは特に問題ないかと思しますので、この15条は制度のほうが決まった段階で再度こちらのほうを見直しさせていただいて、特に1項のところ、1項のところを少し書き加えるなり、1項を1と2に分けるなり、そんな形で手を加えるというようなことで、今回のところは、この15条の部分についてはこのままで仮決めさせていただいて前に進めていくというようなことでどうかというふうに正副としては考えておるわけなんですけれども、そのあたりについて、まず進めていきたいと思しますので、ご意見のある方、よろしく願いをいたします。

資料①の2ページ目の第15条についてというの、後半の下のほうですけれども、審査機能や活動全体のチェックを明記すべきだというご意見も出ておったわけですが、ここら辺を少し利用させていただいて、審査等の案件審査も含めた、その辺のところの、制度が決まってからでどうだろうかということなんですけど、そのあたり、いかがでしょうか。ご意見のある方、よろしく願いをいたします、資料①を読みながら。

#### ○ 森 智広委員

制度自体は行政が決めるんですか、全て。

#### ○ 杉浦 貴委員長

そのところ、先ほどもちょっと申させていただいたんですけど、一応条文が決まって、あと、制度やら規則やらつくっていかないかと。そのつくり方について、行政との間でどこまで行政にお願いするか、こちらで大枠を決めて、それに基づいて決めていただくような、詳細のところはまた相談させてもらいながら。そんな形で思っておるんですけれども、そこらあたりはきょうの後半に、簡単には決まらんとお思いますけど議論していただけたらなと思っております。そんな形で考えております。

15条の第2項、市長の諮問に応じて市民協働の促進に関する重要事項を調査審議し市長に意見を述べるができるということで、ここら辺はチェックの部分ですので、あと、審査のやつを少し制度が決まってからちょっと加えて、させていただいたらええような感じになるのかなというふうに思っておるんですけど、いや、違うんと違うかという、そんな意見もございましたら聞きたいですし、もっと違う見方があるんと違うかというようなことでしたら、その辺もお聞かせいただいたらありがたいなと思いますが、どうでしょうか。

#### ○ 豊田政典委員

改めてもとの原案と修正案と比べてみて、かえって修正案のほうが曖昧になったんじゃないかというふうに思うんですよ。1項と2項がほぼ同じような気もするし、前回の意見と同じになっちゃいますけど、1項に書くとすれば、1項はちょっと曖昧なんで、この委員会の役割みたいところをうたうべきじゃないかと思うんです。前回も言ったように、市民協働を促進するのを見守るというか、促進するためにここが一番の大もとになっている会議だよ、推進の母体拠点であるみたいな、そういう表現にしたほうが1項はいいと思うし、2項はよくわからないんですけど、市長は何を諮問するのかよくわからないんですが、僕はやっぱり制度というか促進内容の部分を書き込んだほうがいいと思うんです、何を審査するとかね。それを後で議論するならばここは保留にしておいて、これでいいということにするんじゃなくて、あけておいて後でまた戻ってくるみたいにしたほうがいいと思うんですけどね。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 豊田政典委員

1項についても2項についても、まだ再考の余地ありということと、あと、前回言いませんでしたが、3項4項についても、もとは〇人〇年となっていたのが10人2年というふうに修正案が出されてきたんですけども、改めて確認というか、議論していないんで、何で10人なんやという気もするし、いいような気もするし、確認はしたほうがいいんじゃないかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

僕も豊田委員の意見に近い考えを持っていまして、もともと市民活動の登録の可否を判断するという役割をこの委員会に持たしていたのがそれ自体がなくなったもので、諮問機関になるのか、調査する機関なのかの役割がちょっと今不明確かなという気もするものですから、確かにこの委員会を設ける制度自体の位置づけを決めるのはもうちょっと後のほうが。というのは、自分の中で整理がまだできていないのでちょっと後回しにしたいなという気持ちもするんですけど、ほかの全体を見直す中でおさまりのいい形に委員会を設けるか。実を言うと、委員会自体のあり方、委員会という制度もこの条例でうたい込む必要もないのかもなという気もしてきたんですよね、そうすると。変に枠をはめてしまうのでという気が。

○ 杉浦 貴委員長

この委員会自体がここであらう必要はないというような意味ですかね。

○ 芳野正英委員

いわば市民協働の重要性なんかもチェックしていくんでしょうけど、そこにはどうしてもやっぱり補助のあり方とか委託のあり方みたいなものも要るようになっていくんでしょうけど、むしろ僕はそこを委員会で審議をするよりは議会もチェックをしておきたいので、そうすると、委員会でいじってしまって、そこに議員の代表を派遣するという形よりは議会としてそれを見ているほうがいいのかなという気もしますし、ちょっとこういうのはまだ整理はできていないので。

○ 杉浦 貴委員長

保留しながら、保留して議論を深めてからでいいのではないかということですかね。ありがとうございます。

## ○ 樋口博己委員

15条の2項で附則に書いたらどうだという話もあって、その辺で少し何となく大枠になったのかなという気はするんですけども、今、芳野委員が言われた議会もチェックするという、確かに必要な観点だと思いますし、ちょっと先走ってあれなんですけど16条の情報公開と説明責任のところ、ここで議会への報告を位置づけるというような条項がしておるところもあるんですけども、これ、どっちがいいのかわからないんですけど、ちょっとどっちかで議会への報告という文言を位置づければいいのかなという気がしています。

以上です。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

やっぱりちょっと何か、この委員会の位置づけがちょっと明確さに欠けるような感じがあるんでしょかね、やっぱり。この15条の位置というか、これは市民協働の促進に関する必要な事項を審議するためということになっておるんですわね、これ。これだけではちょっと弱いというか、うたうんであればもうちょっときちっと明確に書くという、あやふや過ぎるということなんでしょうかね。先ほど芳野委員が言われておった、別の委員会というか、こことは別に何か、何委員会か何か、議会がつくったもののところへその協働の中身のチェックならチェックなんかも投げるような、そういうようなイメージですか。

## ○ 中村久雄委員

ですから、芳野委員がおっしゃったように、登録の段階で、この委員会が登録を審議するというようなイメージでずっとおったと思うんですけど、それが届け出になったので、この委員会がどういう仕事を、どういう役割をここでするのかというのが、各種団体で提案が出たやつをそこで審議して、そこでお金まで決定するのかというのがちょっと読めていないので、おっしゃるように、全体を見て、どういう仕事をどこで審査、どういう仕事が必要やというのがここに書き込むのか、また、議会になるのかというのがそこでわかってくると。やはり皆さんおっしゃるように、後回しにして保留にしていかないと。僕も思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

僕、先ほどの委員長のお話の中で、市民協働のあり方全体を議会がチェックというよりは、要は補助金ですとか委託の制度ですよね。その部分のチェックは決算という場で議会も見られるということだと思っんです。その市民協働のあり方とか制度自体の新しい組みかえ方みたいなのを議論する場ではあってもいいのかなと思っんですけど、そこまでは議会としては入り込む部分じゃないのかなと。先ほど僕が議会のチェックと言っしたのは、補助金の、その制度の事業とか、委託の事業のチェックを議会にかけてということ、決算として見るということなので、委員会としては、こっちの委員会ですよね、市民協働の委員会としては、ここの委員会がそういうそれぞれの補助事業のあり方とかを見ていくというのは難しいのかな。それよりも制度自体を、市民協働のあり方を議論できるような場にしておくという意義はまだあるのかなとも思っんですけど、それをどういう制度にするかがちょっとまだ僕の中でも整理できていないなということなので申し上げたんです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

何人かの方にお話しただいて、やはり市民の方から、登録制から届け出制ということになって、届け出制にしたということで、そこから活動の中身を市の提案制度なり何なりで引っ張り上げてきて、それをチェックするみたいな形、ざっくり言うとそういうことなんでしょうけれども、その制度を決めた上でこの中身、委員会のどこを見るか、あるいは、どんなものをチェックするのか、何を審議するのかというようなところを、制度を考えながら決めていくというか、行ったり来たりしながらということになるかと思っんですけど、この1項と2項を保留させてもらって皆さんでご議論しながら決めていくというような形で、あわせて、10人と2年とここらあたりもそのときに何かご意見があれば言っただきながら決めていきたいというふうな形で保留して、ちょっと不完全な形ですけども議論をしながら決めていくというようなことで考えさせてただいて、進めさせてただいてよろしいですか。

○ 小林博次委員

論議している中身がよく見えてこんのやけど、ここを保留するというのは、これ、15条は市民協働を促進するためにこの委員会を設置してやっていきたいと思いますということが規定されたわけやわね。

○ 杉浦 貴委員長

になっていますね、1項をね。そうですね。

○ 小林博次委員

2項、ちょっと意味がわからんところがあるけど。

○ 杉浦 貴委員長

促進に関する必要な事項。

○ 小林博次委員

委員会を行政側が具体的につくった段階で審査するというわけ。条例づくりやから、条例をつくって、それに基づいて行政側は執行していく。だから、制度をつくっていくという事で。できれば同時並行のほうがええと思うけれども、抜き出して、これ、いつ審査する。あんたたちが待っておるわけ。

○ 杉浦 貴委員長

いやいや。ちょっと待ってください。

○ 小林博次委員

今審査しておる最中やから、審査するならずっと審査していったほうが早いことやれると思うんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

同時進行でやっていこうと。この後、いろんな規則なり制度なり決めていかないかんですよね。

○ 小林博次委員

そうそう。

○ 杉浦 貴委員長

その制度を決めていくときに案件審査みたいなものが出てきたときに、この15条の規定に少し手を入れなくては委員会の役割としては明確にならないのではないか。先にこの15条の中身を決めようと思ってもその制度がわからないので、制度を決めながらこっちを決めましょうというような、そんな意味で皆さん言われている。

○ 小林博次委員

これ、条例をつくっておるんやから、議会が。こういう方向でつくってくださいということで依頼をしてつくってもらうのかなというふうに思ったんやけど、違うわけや。

○ 杉浦 貴委員長

委員会の中身の話ですかね。

○ 小林博次委員

委員会の中身の話やろ。委員会を設置するのは、ここで書いてあると、市民協働を促進するために委員会をつくる。恐らく考え方の中には14条の基金制度、ここら辺も含めてお金の出入り口の問題とか、だから、お金を入れたり出したり、そういう作業も含めた委員会になるのかなというふうに推測しておったんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

恐らく12条の届け出制度もありますやろ。届け出制度、これもどういうふうに、制度とするのかどうか、どんな制度にするか。それから、今おっしゃってみえた財政のところ。

○ 小林博次委員

そうやけど、例えば12条、届け出制度にするということを確認すれば、届け出制度のシステム、用紙をつくったり……。

○ 杉浦 貴委員長

それはまた行政との間で……、どこまでつくってもらうか、もう丸投げするのか、アウトラインだけこちらで何か枠をして、その枠を持ったまま向こうでつくっていただくかというような話を、きょうの後半もしできたならやっついこうと思うんですけど、その制度… …。

○ 中村久雄委員

私が保留にしてほしいと言ったのは、これは前のやつかな、この市民協働の促進に関する必要な事項を審議するためにというのの必要な事項というのがちょっと今イメージが湧かないので、全体をもう少しやったらイメージも湧いてくるかなというふうに思ったんですけども、必要な事項を洗い出していったらイメージが湧いてくるのかなということで、この促進委員会で何をするのか、届け出制度になってどういうことが必要なのかというのが、ちょっと見せていただければイメージが湧くかなという気がしました。

○ 芳野正英委員

ちょっと僕も回りくどい言い方をして反省しているんですけど、実を言うと、僕は何で全体を見るべきかと言ったのは、実を言うと、まだいじっていない11条のところ、これ、市民協働促進計画の策定を、市民、市民活動団体関係者、学識経験者及び市職員等により構成される会議を開催して計画を定めるというふうになっておるんですよ、11条は。それで、僕はその委員会の中で、さっきも言ったように、全体的な市民協働のあり方を考えるべきやと言ったのは、実を言うと、この11条の会議というのは15条の委員会とこの会議の関係性というのがよくわかっていないんですね。どっちかという市民協働促進委員会も、この計画をつくらせる委員会でもいいのかなと思っていたんですよ。その計画を順次5年とか10年で繰り返していきますから、その計画を見直しをするということは市民協働のあり方全体を見直すということなので、そういう形に持っていったらどうかなと僕は頭を持っておったんです。だけど、11条をまだいじっていないもんでそれを言っていなかったんですけど、僕の落ちつきどころとか持っていき先をそうしようかなと、そういうふうな考えを持っていたので、もし、その場で、この場で、きょう、今、もし検討してもらうんやったら、この11条と15条の関係性をほかの委員の皆さんからもお聞きして、ここ

をちょっと整理すると委員会のあり方が見えてくるかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

早く終わらせるためにちょっとこの部分をどけておいて進めて、また戻ろうかと、こういうことやな。

○ 杉浦 貴委員長

もう一遍言ってください。

○ 小林博次委員

いやいや、ちょっと棚上げした部分があって、あと、16、17、18と先にずっと進めていって、全部終わってから戻ろうか、こういう感じや。

○ 杉浦 貴委員長

全部で18あると。それで、中で仮決めできるものは全部決めていって、それで、これはちょっと保留にしてくれというものは、例えば、今出ているみたいに15と。それから、例えば11もそうしましょうと。アウトラインは大体いいですけど、細かく決めるのは、細かいところも決めながら、そこへ戻りながら決めていけばスピードアップも図れるし中身の検討もできるのではないかということで、今みたいなこんな話になっているということなんですけど、その進め方がええのかどうかというのはちょっと皆さんに確認せないかんだのかもわかりません。

○ 豊田政典委員

小林委員や芳野委員の話、委員長の話を聞いていて、補助の制度をつくっていいこうということじゃないですか、条例の中で。その骨格部分はここで作るべきだと僕は前から言うているんですけど、細かいところはそれに基づいてつくってもらうんですけど、骨格

部分の整理がまだ完了していないので、それにかかわるのが11条であり15条であり、ほかにもあったかもわかりませんが、骨格がこの後やろうという話ですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そうそう。

○ 豊田政典委員

それで僕はいいと思うんですよ。それによって11が変わったり15が変わったりしてくると思うので、僕は委員長の進め方でいいなと思って話をしていますけど。

○ 小林博次委員

僕はどっちでもええ。もう論議をいっぱいしてきたので早いこと集約したほうがええなというのが頭にあって、そのためにどうしたらええのというそういう観点で聞いておったから。ただ、ちょっと気になっておるのは、普通、これ、条例、作文やね。こういうものを議会でやるのがまだ余りなれていないので、本当ここの課程で理事者を巻き込んで、行政の法制係も巻き込んで、でき上がったときに、この条例に基づいてさまざまなことが執行できることを同時に担保していく、こういう作業がちょっと不足しているかと思っているんや。だから、議会がずっと走っていったけど行政がついてこられなかったり、あるいは、もうちょっと別のことを入れたかったりというのがあるかもわからんので、だから、そういう詰めの作業が、ここ、条例審査の過程の打ち合わせが少し欠けていると違うかなという気がせんでもないんやわね。ただ、結論的にはもう早うやろうと。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。いいことを言っていただきまして、ありがとうございます。

結局、これ、例えばこの会議、先ほど言ったように、11条の会議なんかもどんな形態にするとか、それから、いわゆる届け出制度もどんな制度にしていくのか、お金の部分もどういう形でやっていくのかとか、そういう行政側とやっぱりきちっと話をして手伝ってもらわないととてもじゃないけどできませんので、そのあたりの決め方も含めて、いっぱいこの18条の中には決めていくことがありますので、そこら辺をちょっと話をしながらやっていこうと。その中へ、この15条なり、今ご提案のあった11条、こんなんも含めてやって

いきたいなと思いますので、そんな形でやらせていただいてもよろしいですかね。何か余りはっきり決まらずに前へ進めていくみたいな形になりますけど、そんなような形でやりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

そうしたら、きょうのところ、この15条については5までですけれども保留させていただいて、いろんな制度、その他のアウトラインみたいなものの形を決めながら中身をまた戻って修正していくというような、そんな形でやらせていただきたいと思いますので、15条についてはそんなような、とりあえずきょうの結論としてはそういうふうな形でお願いしたいと思います。

続きまして、先週言いました16条から18条のところなんですけれども、前回の資料の中に、全文が18条まで行っているやつがお手元にお配りさせていただいてあると思うんですけども、16条が情報公開と説明責任、17条が見直し、18条が委任というようなことになっておるんですけど、ここのところにつきまして、これは内容についておかしい、何か足りないんじゃないかとか、そんなところがございましたら、16条から入りたいと思いますけど、いかがでしょうか、情報公開と説明責任ということで。あと三つ、まず、最後まで行ってから具体のところへ入りたいと思いますので、よろしくご議論お願いしたいと思います。ここらあたり、どうでしょうか。

#### ○ 山口智也委員

根幹の部分ではないんですけど、表現の仕方でちょっと気になったことなんですけど、3項の市民活動団体なんですけど、文末が、努めるものとする記述をされておるんですけど、ちょっと義務という部分で少し弱いような気がしまして。というのは、例えば横浜市なんかですと、こういった団体が活動を始める場合、また、その業務が終わった場合のときに書類等を提出しなければならないというふうな表現をしておるんです。この2項でも、市については公表しなければならないというふうな表現をされている一方で、3項では、市民活動団体は何々しなければならないという表現は使われていないんですね。この辺の表現で、少しそういった市民活動団体の義務の部分が少し弱いのかなというふうな気がしましたので。意見ですけれども。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

山口委員、具体的な活動報告みたいなもの、例えば、1年たったならそれをきちっと市の担当のところへ出していくとか、そういうようなイメージでよろしいのでしょうかね。それか、広く市民にもそういう活動内容、クリアなやつを報告するというような、そのようなイメージでしょうか、山口委員。

#### ○ 山口智也委員

そういう報告は当然されるものだと思うんですけども、市民活動団体もしっかり責任を負っていただくという意味で、もう少し強い表現で記述されてもいいのかなという気がするんです。例えば、情報を公開しというところを、例えばですが、情報を必ず公開しとか、そんな表現もありなのかなという気がしたんですが、これは、皆さん、いろいろ感じ方が違うと思うんですけども、私の主観ではそんな気がしていましたので、ちょっと一つ意見を言わせていただきました。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

#### ○ 芳野正英委員

16条の3項の市民活動団体はNPOだけでなく地縁団体も含まれてくるんですね。そうすると、自治会とかの地縁団体に提出までを求めるのはちょっと厳しいのかなと。NPOにしても所管の県に報告を出しますし、自治会も総会を開いて年に1回は必ず会計報告から構成員である自治会の会員の皆さんに報告をするので、それが広く市民に理解され評価されるようという営みなのかなというふうに思うので、僕は、こういう条例をつくる場合も、市民側が主語であるときは割と努力義務が多いのかなと。市に関しては断定的というか、結構より強い義務を課しますが、市民側に努力義務以上を求めるのはちょっと今の段階で厳しいかなというふうに思うんですけど。

#### ○ 山口智也委員

芳野委員がおっしゃることもよく理解できましたし、ただ、いろんな団体がある中で全部が全部適正な報告をするものかどうかというのが少しちょっと疑念があって、そこら辺ちゃんとしっかりやってくださいよというような表現をというような意味で発言させても

らったんですけれども、先ほど芳野委員がおっしゃるように、そこまで押しつけるのもなかなか難しい部分もあるのかなということは理解しましたので、そこは納得をさせていただきました。

○ 杉浦 貴委員長

芳野委員、すみません、一つ質問で。

今の話で、活動団体が市から何らかの形で補助していただいて、それについて、市に対してはやっぱり事業報告みたいな、活動報告みたいなもので収支も含めて提出するというようなことは当然ながらやるというようなイメージですかね。

○ 芳野正英委員

当然、例えば市から補助金をもらっているとか委託をもらっている場合の公開の義務というのはより強くなると思うんです。ただ、それは、その条例に書き込むというよりは、個々の補助金の実施要領にはそれは既にうたってあると思うんですよね。そこでの縛りなのかなと。公開の義務がより高くなるのは当然のことで、そこは別の規定でもちゃんと規定をされていて、どっちかというところ、ここに言う条例で出ているこの3項の部分は、一般的な市民活動全体の公表をどこまでレベルを上げていくかという部分だと思うんですけど、自治会等で言うと、例えば補助をなかなかもらっていない単体の自治会、単体自治会なんかでそこまでの公開義務というのが結構ハードルが高いかなという思いがしたものですから。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

16条の3項は1、2項とちょっと異質だなと思いながら見てみると5条と半分かぶるんですよね、市民活動団体について。5条のところ、努力義務とかこんな意識でやってくれみたいなことが書いてあると、市民活動団体にね。そうすると、16条のタイトルが情報公開と説明責任なんで消してもいいのかなという気がするんですよ。今、余り深くまで思考は至っていないんですけど。

○ 小林博次委員

3項、ダブるな。

○ 豊田政典委員

補助や委託については、芳野委員が言われたように、規則なんか定められるみたいなのは市に限ってというか、3項は要らないのかなという気がしますけどね。

○ 杉浦 貴委員長

今、豊田委員のほうからは、3項そのものが5条でうたわれている部分もあって、鑑みるに抜いてもいいんじゃないかという、そういう意見も出てまいりました。

ちょっと整理をしますと、山口委員のほうからはやっぱり責任という意味合いからいってももう少しきちんと書くべきではないか、必ず公開しというようなそういう形で。努めるものとするというのももう少し強めてもいいんじゃないかというお話がありました。芳野委員からは、それはちょっと厳しいのではないかというようなお話があって、豊田委員からは、今、抜いてもいいんじゃないかというような、そんな……。

○ 小林博次委員

5条にあるでな。

○ 杉浦 貴委員長

確かに5条を見せていただくと、趣旨としてはよく似たものなんかなと。

○ 川村高司委員

重複している部分はどちらかに統合していただければいいとは思いますが、先ほど山口委員が言われたみたいに、公金を受けて活動をしている以上当然責任は発生するんで、その辺は厳しい文面がどこかに一筆は入るべきで、それが担保されないのであれば市が直接やればいだけの話で。本来市がやるべきことをお願いしてやっていただく、公金を出して。市の一部延長線上に乗っかることになってくるので、市としても本来やっていることはちゃんと公表すべき。それがたまたま委託なり補助なりという形で出たのであ

れば、それはきちっと公表すべきというような意識は当然持ってもらうという意味で、どこかには書くべきかなと。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

要はきちっと書くべきやという理解でいいですね。どういう文章にするかはともかくとして、その責任の部分をここへ落とすべきやと。情報公開と説明責任という部分を書いておくべきやということですね。ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

多分やっぱり川村委員が納得されないやろうなと思ったら案の定やなと思ったんですけど、その考えやったら僕も一緒なんですよ。市民活動の中で、ここの条例の大まかな市民活動というのは、ここにも第2条で定義がありますが、一般的な自治会の普段の活動からNPOから全部が市民活動になっていて、それへの縛り、それ全体を包含した中で16条の3項で、山口委員は努力義務以上のものを課すべきじゃないかという話をしたんですけど、それはやっぱり厳しいかなと思うんですよね。ただ、やっぱり補助金を出したりとか、税金をもらっている部分になると、その公開責任が非常に強くなるのはそのとおりなので。ただ、この今の条例の中で財政的措置も若干違うなという部分もあるので、市と委託とか補助金を受ける部分の規定って実はこの条例の中にはないんですよね。ないので、僕はほかの部分で担保して補助金の要綱の中に入れ込んだらいいんじゃないかという話をしましたが、もし入れるとすると、例えば、ここ、どこかに、市は目的に沿う市民活動に対しては委託とか補助をするようなことができるものとするみたいな条文を入れて、その中の2項ぐらいに、受けた団体は適正な情報公開を行うとか、公金に関してはしっかり明らかにすべきとかという義務を入れ込むという形やったらわかるかなと思うんですよね。16条の中に入れるのは全体を包含するので、全体の中にはちょっと努力義務以上のものは課せられないのかなと。どこかの条文の中に市と市民活動団体の受託契約に関する条文ですか、その中にもし入るんやったらその2項に入れるのが筋かなと思うんですけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

## ○ 川村高司委員

芳野委員がおっしゃってみえるのは、例えば、従来の自治会活動をしていただいている部分は除外すべきであってというような意味合いですかね。

## ○ 芳野正英委員

例えば、じゃ、自治会で餅つきしますというのは市の補助が入っていない事業の中で、じゃ、廃品回収して余った部分は餅つきに回しますなんてうちの自治会はやっていますけど、それは自分たちの自治会でやった廃品回収のお金で餅つきをやって、ご老人の皆さんに配っていくと。これも市民活動だと思うんですよね、地域のつながりを深める。ただ、これは、自治会がやって自治会のお金でやっていますから、年度末の自治会総会のために、こういうことをしましたというのを自治会の皆さんに報告するだけで終われると思うんですよ。

例えば、敬老会の、どういう形かわからないですけど、例えば、これは今ないと思えますけど、敬老会の部分で自治会に委託をして敬老のものを配ってくださみたいな業務があったとしたら、それに対する公開というか報告義務はやっぱりもう少しより強くて、市民の皆さんに見てもらえるだけの義務は必要なんやろうなと思うんで、より公開性とか、そのお金の使い方の領収書を添付するとか、そういうのはより公開の必要性は高まると思うんですけど、その差はあると思うんですよね、同じ地域のお年寄りにもものを配るときも。

うちの自治会なんかは、餅をついてやったやつを経費の領収書なんか見ずに僕らも承認していますけど、それは別に税金じゃないからそんなに公開性は高くないので、それでいいと思うんですよね。山口委員の話だと、そこまでもう少し公開性を高めよという話になってくるので、それはきついでしょうと。そういう市の税金が入ってくるような補助事業に関しては、例えば1文どこかに入れて、そういう受託も市民活動団体が行えるものとするみたいな条文を入れて、その2項で、そのかわり市と受託契約を行った市民活動団体の事業はしっかりと公表すべきだという規定を盛り込むといいのかなというふうに思うんですよね。2段階ある、2層あるのかなと。

## ○ 山口智也委員

整理させてもらおうと、補助金を出す団体とそうでない団体を立て分けて、補助金を出す団体については情報公開についてももしっかり義務の部分をごどこかで入れ込むと、そういう整理の仕方を今しました。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

僕は二つのことを言いますが、一つは、今から、後から議論しようと言っていた補助であったり委託であったりということは条例のどこかに書き込むべきだと思うんです。それは、さっき言われたことについてね。今議論している16条関連で言えば、この辺、川村委員らが議論しているのはこういうことかなと思うんですけど、山口委員やね。例えば、ある団体にある基準に基づいて補助をするということをこれからやっていくとしますよね。やってく場合に、その事業、金を出した事業だけの公開性を高めればいいじゃないかという考えと、そうじゃなくて、例えば、その団体が何らかの理由で非民主的な部分があったとして、そういう団体に補助してもいいのかというところまで踏み込みたいと考えが別にあると思うんですよ。そこだとすれば、僕は芳野委員と同じで対象事業に限って厳しくすればいいのかな。あとは、例えば自治会、ある自治会がある事業について補助を受けるんだけど、自治会費でやっているようなことは広く市民にという言葉も5条とかに出てきますけど全然知りたくないし、勝手にやってくれと思うんですよ。だから、その自治会員がそれをオーケーであればその部分はそれでええんじゃないかな。団体全体を審査するみたいなところは余り必要ないんじゃないかなと、無理じゃないかなという気がするんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

要は、対象事業のみでいいんじゃないかなということですね。

○ 豊田政典委員

そうです。それは、最初に言ったように、この条例で補助制度とか委託制度とかいうの

を今から議論して書いて、これの収支なんかは収支一切合財はきちんと市民全体に公開せよというのを盛り込む必要はもちろんあるでしょうけれども、そこまでにとどめざるを得ない、べきでないか、そんな気がしますけどね。

## ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

一つだけ、ちょっと、ごめんなさい。書き込むのと、それから、補助の場合は事業のみということですが、例えば、お金って色がついていないので、例えば、ある団体にその補助金が幾ら、どのぐらいの割合で入っているだとか、そのお金が、それだけ単体で見るとそうやって使われているかもわからんけど全体で見ると意外な使い方が見えたりする場合もあるので、その辺のところというのは、僕の個人的な感覚ですけど、見やんでもいいのかなというような感じもちらっとしました。意見です、ごめんなさい。

## ○ 小林博次委員

豊田委員が言うみたいに分けたほうがいいと思うな。ただ、個人的な頭の中にあるのは、例えば、従来、昔の日本社会、助け合いの社会は、自分の兄弟やら家族やら親戚やら同じような在住において、誰か食えんようになると助けてやれたわけやな。今はそこらじゅうに散ってしまって、コミュニティが完全に崩壊している。例えば笹川のように限界集落みたいな状況が出始めた。だから……。いや、これは笑いごとと違って。それで、東日本の大震災でも、仮設住宅に入って、昔ならそこで百姓しておってくれた人が大根1本余ったからやるわとか、漁師の仲間が魚1匹やるわといって飯が食えたわけやな。これがなくなったから今往生しているわけやね。そういう局面はここでもあるわけですから、だから、それをお互いがさまざまなボランティア活動、だから、助け合いの中で新しい秩序、新しい公の中で秩序をつくっていくためには、無数のボランティアをつくり出してお互いが支え合うという、そういう仕組みづくりが要ると思うよね。

それとは別に、行政がスリム化して指定管理者で1割ぐらい安くなると。できれば非営利、営利を目的にしない人たちでもっと安くできればうまく行くかなという仕事がたくさんあるわけやね。その場合は市がやるわけやから、当然これはガラス張りにして透明性を図っていくということで、あと、そうでないものについてはお互いの助け合いの仕組みやから。

それと、これ、基金で運用しようとする、今、基金で運用と書いてあるけど、そうすると、一般の人たちもここに入れてくれるわけやね、市の金だけと違って。一般の人がそんなこと、きついことまで求めるかという、多分そんなにきついことは求めやんやろうなという気がするのと二通り、行政側から出てくるものについてはしっかりチェックせないかんし、そうでないものについてもそれなりに自由にやれるような仕組みが要ると違うかなという気がするんです。僕、個人的にそうやって思っている。分け方は、豊田委員が分けるようなそういう分け方のほうがしっくりするかなと。同じようなことを多分みんな言っていると思うがな。

### ○ 川村高司委員

どうしてもお金に色がないという部分が一番大事というか。明朗会計というか、入りと出というのは、どういう団体であれ、民間であれ、町内会であれ、子供会であれ、どんな会であれ、いろんな方からお金を集めてこういうふうに使いました、で、会計報告というのは1円たりともずれたらあかんものなんで、今までがどうかちょっとわかりませんが、地域地域の事情もあるんでしょうけれども、これからはそういうところもきちっとやっていきましょうよというぐらいを啓発できるような意識づけというの、今までやっていないから強制するとしんどいじゃなしに、今まではそれでよかったかもしれないけれども今後はみんなできちっとやっていきましょうよというのを正すぐらいの文言であつてもいい。逆にそれが当たり前であつて、面倒くさいではあかん、通用しないんですよという意識づけのための文面があつてもいいのかなと。

なので、この事業に関しては公金をもらっているけど、これは独自でやっている。でも、その団体自体が、例えば、四日市市だけじゃない活動をやっている場合も当然あるわけで、広範囲にもあるし、そうなってくると、もう何がどうという仕分けをするほうが非常に手間で、だったら、今の時代、エクセルがあつてネット環境もあるので、会計とかそういうのは簡単にできるので、その辺のきちとしたお金に対する意識づけというの、きちっとすべきかなとは思いますが。

### ○ 小林博次委員

同じことなんやけど、基金で運用すると入り口も出口も1円まできちっとチェックされて管理されるわけで、だから、曖昧に通り過ぎるとかそういう意識は全くない。だから、

どこかでチェックされる、きちっと。そういう仕組みになるのではないかと。

#### ○ 豊田政典委員

二つの話をしたいんですけど、一つに、川村委員の発言で、条例がカバーする市民活動、市民協働というものについて、いろんな団体についての啓蒙的な言葉という、表現ということ言われて、それもなんらか必要かなと、必要な必要じゃないのかなと考えていたところなんですけど、それは、例えば第5条で、市民活動全般について言っているじゃないですか。この表現が強いか弱いか、修正が必要かどうかは別にして、こんな書き方程度ではだめなのかなということちょっと聞きたいんですけど。これ、啓蒙というか、こういう意識でやりましょうということ言っている条文ですよ。つまり、対象事業、補助を受けていない団体も含めて書いてるやん。これだけじゃ弱いですか、この条項だけでは。

#### ○ 川村高司委員

一般の方が、ここには、市民活動団体が市民活動を実施するとともにとあるんですけど、市民活動って一般の人は何やって思うという私は人間なんですけど、市民活動って何という。何かもう、ここでは市民活動とはそんなボランティアとかそういうことやるというのからスタートしますが、一般市民感情に、一般の人にこの条例を見せたときに、いや、市民活動って何なのという次元の言葉なのかな、専門性の高い、ともすると。なので、こういうところはもうちょっと丁寧な、そしゃくした表現というか、は必要になってくるのかなとは思っています。

#### ○ 豊田政典委員

質問か意見かわからないことを言いますが、例えば、僕が考えていたのは、自治会は民主的であり収支を公開すべきであるということを書くべきかどうかというのを勝手に考えていたんです、今。そんなことを言いたい、もしかしたら。

#### ○ 川村高司委員

すみません、もう一回。

#### ○ 豊田政典委員

自治会は民主的に運営し収支を広く、広くというか会員に公開すべきであるというふうなことを、例えば、書くべきだということを言っているんですかと聞いているの。

○ 川村高司委員

別に自治会であれ何であれ、公金というか、ものはちゃんと公金が入っていればその会計報告、収支報告はすべきというのは、別に自治会にこだわっていないです。

○ 豊田政典委員

そうしたら川村委員が言われるのは、公金が入る団体という区切りで収支なりをはっきりさせろということですよ。ちょっとまだ僕が考え中なんですけど、関連したことを理事者に聞きたいんですけど、委員長、さっき、問いかけたようなことでちょっと迷いが生じてきたところがあるんですけど。何かというと、補助金の見直しというのは今やろうとしていますやんか。今の現行基準で交付基準というのは14項目あって、その中に、団体の剰余金が多い場合には補助できないみたいな規定がありますやんか。それってどういう意味合いなのかなというところに少し関連すると思って、市民文化部でわかる範囲でいいんですけど、どういう意味合いなのかな。運営費補助というのはだめなんですけど、それならわかるんですけど、事業費補助にしようとしている交付基準なのに、剰余金、その団体がお金持ちのところにはどんなに公共的な事業でもだめですよというのは。解釈できますやん。そこら辺、どうなっておるかね。

○ 杉浦 貴委員長

すみません。お答えいただくんですけど、1時間も経過しましたし、ここで45分まで休憩をいただいて、その後、お答えいただくということで休憩したいと思います。よろしくお願ひします。

14 : 32 休憩

---

14 : 45 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、2時45分になりましたので始めたいと思います。

先ほど豊田委員のほうから補助金の、剰余金のある場合、そのときの補助金の取り扱い方みたいな形で質問がございまして、山下課長、では、ひとつよろしくお願ひします。

## ○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

豊田委員からご質問のあった件につきましては、四日市の補助金等交付基準の中の13番になります。過度の補助金の停止というような項目がございまして、繰越金または剰余金等が補助金額を上回っている団体については、その団体の財政状況を勘案し、必要に応じて補助金の停止や削減を実施するというような見直しの1文があると。これにつきましては、基本的に考えられるのは、例えばAという団体に100万円の予算で事業をしますと。それに対して2分の1の補助で、こちらのほうの補助金が40万上限ですよというようなものがあつたときに、80万を超えておれば補助金としては40万丸々出ますね。そうすると、20万というあくまで余ってきたというその事業が80万でできれば、20万は、予算としてあつた20万が余ってくると。そうすると、それは、また翌年度、その20万を足して翌年度に20万繰り越すと。それがどんどんたまってきて、その補助金の上限である40万を超えてしまうと、簡単な話、1年目が100万の予算、それで、2年目が20万余っていますから、また120万、それで、3年目が140万とどんどんそのような余っていき方をしたときに、そうすると、もう補助金の40万を入れなくてもその事業は成り立つようなものということがあれば、そんなものまでその補助金を出す必要があるのかというようなことというのではないのかなと。そういったものを見直しをしていくと。要するに補助金の中で余ってきているものを見直しをかけていきたいなという話だというふうに私は理解をしております。

以上です。

## ○ 杉浦 貴委員長

ちょっと、ごめんなさい。今の質問なんやけど、さっき全体の財政状況を見るということと言われたように思ったんだけど、その剰余金なり何なりある場合に、その団体の全体のお金の流れを見てからというようなことを言われたような気がしたんですけど、それはそれでいいのでしょうか。

○ 山下市民生活課長

市民生活課の山下でございます。

今、一番単純に、いろんな団体がありますので目的はいろいろあって、財源もいろんなところに使う団体ということよりも、一つ一番簡単に申し上げたのは、一つの目的、一つの事業の目的がそれだけということで、財源がそこが100万持っているというところを、要するに集める補助金を入れて100万持っているというようなところが、うちの補助対象の関係で、要するに40万までしか出やんということで20万ずつぐらい余っていくと、それは当然一つの事業しかやっていませんから、それはどんどんどんどん翌年に、100万円をためられるような、財源を集められるようなところでどんどんためていくとそれが余っていくわけですから、そうすると40万超えるようなものが余っていたというようなところの団体に、簡単に言いますと、そこに対して一緒のような補助金をまた40万入れる必要があるのかというようなことのものについては、ここに入れておけば100万が全体の財源ということになりますので財政状況は100万ということになりますが、翌年は120とか、3年目は140というのが財政状況になるかなと。このようなもので40万以上超え、要するに補助金を入れなくてもできるようになってきているようなところにまで補助金を出す必要があるのかというようなことの意味合いではないかなと。一番簡単な団体で説明をさせていただきましたということです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 豊田政典委員

それはそれで、それまでに議論していたのとちょっと違ったということは休憩中に川村委員と話してわかってきたんですけど。川村委員が言わんとしていることを僕は余り理解していなかったということが休憩中にわかったので、できれば川村委員からもう一回説明してもらおうと。

○ 杉浦 貴委員長

じゃ、一旦戻りまして、川村委員、どうぞ。

○ 川村高司委員

そんな難しいことは言っていないんですけど。補助を受ける事業についての収支報告は当然のことながら、受けている団体は、全体の年間の事業報告の中には会計報告もあり、なので、先ほどの補助を受けるに当たっても、剰余金のある団体には出せない云々がある以上、必然的にはその団体の実態がわからないと補助金を出せる出せないの議論もできないので、別に特別なことではないんですけども、その団体全体が見えるものと、その事業、個別の事業の報告をきちっとすべきであるというものは明示すべきかなという話です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

すごくよくわかる話だと思いますが。

豊田委員、二つ目。

○ 豊田政典委員

今の両者の話を聞いた上で、補助を受ける事業に限ってと言いましたけど、休憩前は。考えが変わりました。要するに、堂々と出せばいいんじゃないかと。

○ 杉浦 貴委員長

全体を出していいということですね。

○ 中村久雄委員

自分の国語力がないのかどうかなんですけども、ちょっと話が全然見えていないところがありまして、この16条の情報公開及び説明責任という部分を、自分の中で理解しておいたのと議論が全然違うので確認したいんですけど。

この1項は、市は市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会の確保等の必要な措置を講ずるというのは、市民協働に関してこういうことで皆さんが提案していただいたら、その提案を受け入れて、何らか市としても支援しますよということをちゃんと広く知らしめること、そして、その団体同士の交流会みたいな活動の情報交換できる場をしっかりと持つということ、これは、市全体で市民協働、市民活動をする団体が各々が高め合っていくための場所を確保せよという意味ととっている。

2番のほうは11条に規定するですから、11条は計画の策定ですね。だから、長いスパンで市はこういうことをやっていきますよという部分で、各々地域の中、また、NPOのそういう団体さんもそういう計画がありますから、そういう意味に乗れるようなこともやっていきなさいよということを実施、そういう計画をしっかりと公表して、最初のほうで議論しておったような、しっかり補助金を受けている団体と補助も受けずにちゃんとボランティアをやっている、市民活動を十分やっている人もたくさんいるということの漏れはないようなちゃんと情報公開しなさいよというふうに読んでおったんですけど。

この3番に関しては、市民活動をする団体が市からの公金を使っているわけですから、その範囲の中で、四日市の中でこういうサービスをうちはやっていますよということをしつかり知らしめて、この31万市民がこういうことがあるのやなど、こういうときにこういうのを使えるのやなどということがわかるような情報公開をしなさいよという意味で捉えておったんですわ。だから、これはこれでいいのかなというふうに理解しています。

議論にあるような事業報告やとか収支計算、会計報告というのはまた別に、やっぱり公金を出すものですから、たとえ自治会であっても自治会の会計の中で、総会の中でそれはすべきやし、それはそれとは別の話かなという中で、これはこの16条はこれでええのかなと。豊田委員が言っておった5条の市民活動の役割という部分がこういう文言でいって同じ文章になっていますから、これはこれでちょっと考えるものかなという認識をしたんですけど。だから、私の理解は、16条は、市は市民活動する団体及び市民に、何か俺たちもやりたいなという市民にこういう制度がありますよということを知らしめておく。市民活動団体は、こういうことを私たちはやりましたよということを広く市民に訴えて、その漏れがないようにすることをうたっているのかなというふうに理解しておったんですけど、そういう理解では違うのかな。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ええんじゃないんですかね。

#### ○ 中村久雄委員

だから、そういう収支報告や事業報告は別物やというふうに考えておるんですけども、この活動に関する情報を公開してですが、この情報の中にはそういうことも含まれていますが、こんなサービスを始めますよと言って、例えばパンフレットの中で、私たちの団

体は市から補助をもらって運営していますよと言ったり、決算報告しますよ、今年度はこういう活動をやりました、事業をやりました、また、皆さん、利用してくださいよ、会計収支はこうなっていますよ、というふうな理解なんですけど。

#### ○ 杉浦 貴委員長

それでいいんじゃないでしょうか。

すみません、これ、相当長いこと、いろいろお話をいただいておりますけど、この第3項については、この文章そのものは一度正副で検討させていただいて、私個人としては残す方向でもうちょっとコンパクトにして、やはり活動の報告については情報を公開せなあきませんし、それから、運営もきっちりしてもらわなあかんというのはそのとおりやと思いますので、先ほど川村委員が言われたように、何かどこかにそういう類いのことを入れておくというような意味も含めて、ちょっと文章を直させていただくような形で預けていただいたらなと思うんですけれども、よろしいですかね。

#### ○ 中村久雄委員

5条との関連性やとか、そういう事業報告や決算報告は、それを書かんでも、補助金を出したらそれは当然出さんなら次を受けられませんかから、次がありませんから、また、大概事業を最初は受け付けたときに半分払って、例えばどういう支払いの仕方になるかわかりませんが半分払って、あと2分の1は事業報告をもって精算するみたいな形になると思うんで、絶対必須条件ですから、書くか書かんかは別にして。だから、その可能性だけ考えておかないかなと。

#### ○ 杉浦 貴委員長

5条が、実施するとともに活動が広く市民等に理解されるようにと、5条はね。それで、こっちがその活動内容について情報をきちっと公開して、それで、ちゃんと説明責任を持って運営についても公正な形でやりなはれというような感じに読めないことはないので、よう似ているんですけどちょっと書き方が違うということで、第3項なしでもええん違うかという話がありますけれども、前半部分のところをやりながらどうかなというのが私の今の個人的な案ですけど、それも正副で調整しながら次回に提示させていただくということを考えておるんですけれども、何か議論を途中でぶち切ってしまうような感じになるで

しょうか。まだまだこういうことも言いたいことがあるんやというようなこともございまして言っていたきたいですけど。

○ 笹岡秀太郎委員

委員長の整理で、それでお進めいただければいいんじゃないですか。粛々と進めましょう。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

じゃ、そんなことで。

○ 小林博次委員

ただ、これ、全般に難し過ぎるんやわ。例えば16条なんかも、市は市民協働に関する情報提供及び情報交換の機会等の確保やろ。どうやってするの。簡単に、例えばひきこもり支援で2人か3人が寄ってきて、3000円か5000円か1万円か補助金をもらって、すぐ実効は上がらんと思うけれども、そんな活動をしている人たちでもお見えになるわけやな。そんなのどうやって横向いて情報を知ったらいいの。そんなことをやっておったということはどこかに書けばいいけれども、そう簡単には行かんと思うやね、これ。だから、もうちょっと易しい言葉で本当の表現してもらわんと。でないと引っかかってしょうがない、引っかかってこげやないけどな。だから、文章全般に難しいので。

○ 杉浦 貴委員長

いい案があれば、また、それも含めて3項とともに次回にお示しをさせていただきたいと思います。

○ 川村高司委員

先ほど中村委員がおっしゃっていたみたいに、その情報公開の中に、ここではこんなボランティアをやっていただいていますよというような、先ほどそういう情報収集をどうやってやるのかという部分にもつながるとは思うんですけども、このエリアの草抜きは時間当たり幾らでやってもらっていますというエリアもあって、ところがこのエリアは全く

の無償でやってもらっていますよというような、市全体の同じ事業における、それがいいのか悪いのかを別にしても、そういう情報公開というところまで言っているのかというのは、さっき、あっ、なるほどとかって思ったんですけど、そういうイメージでいいんですかね。なので、いろんなボランティア活動で、こういう条例を知らずにというか、やっていただいている市民の方もいらっしゃるはずなんです。そういうのを丁寧に市側が情報を拾い上げて、そういう同じことをボランティアでやっていただいているところ、有償でやっていただいているところみたいなことを情報公開していくというような、そういう情報公開もここには包含されているという解釈でいいんですかね。

### ○ 杉浦 貴委員長

恐らくそれはここへ含まれていると。市民協働に関する情報提供の中に入っているというふうに私は理解をしておりますが、そのあたり、佐野部長、まだ何も細かいことは決まっていせんけれども、そういう情報公開ということになれば、そういうものを蓄積してぱっと出していくという、その辺はできる。ちょっと質問が悪いね。どうお考えでしょうか。

### ○ 佐野市民文化部長

お答えになるかどうか分からないんですけど、今の議論をずっと私聞かせていただいておって感じたことをちょっと言わせていただきたいと思いますと思うんですけど、まず、5条のほうは、市民活動団体というのはこういうふうなものでなければだめだよと。要するに、上に市の責務が書いてある、市民の責務が書いてあると同じようなレベルでもってこういうことを心がけてもらわな困るよというような、こういう基本的な理念が書いてあると。16条はあくまでも、その人たちがやっている内容を皆さんにつまびらかに明らかにしなさいよということが、市の側も活動団体のほうもしなきゃだめだよということは書いてあると。その中で市民活動団体というのはどういう団体を言うんだということになりますと、少なくとも市民協働条例をつくろうとしている、その市民活動をやっている団体というのは、届け出をするなり、こういう仕組みに我々から入りますよという意思表示をした団体さんがここに入ってくる。その中には自治会もあるかもわからないし、一般のNPOもあるかわからないですけども、自分から手を挙げて入ってくる人たちの話になると思うんです。その人たちに市が委託をするなり補助を出すというのは、これは市の委託なり

補助の運用の中できちっとした明確な情報というか、逆に市のほうがそれを求めるわけですから、改めて言っていたかなくても、きちっとしていただかないと補助も委託もないという話になります。

それ以前に、いわゆる市民協働の取り組みというのを、いわゆる基金であれファンドであれ、市民の皆さんがそこにお金を入れた、それをみんなでシェアリング、分け合っているような事業にやっついこうということであれば、そのお金をもらって我々はこういう活動をしています、こういうお金を使っていますということを市民の皆さんにつまびらかにやっぴり見せる必要があるというふうなことから、16条にはそれをきつい義務にするのか努力目標にするのかという議論があると思いますけれども、やっぱりこの条例の中で団体として活動する以上はそういうことはきちっとしなさいよという意味でここに書かれているんだろうというふうに私は思っているんです。

だから、今言われたように、本当のボランティアで、自分の、それこそ真心とかか心意気で地域で活動している人がいたとして、その人が幾らお金を使って何をやっているかというのは、別にそれこそ、市がそこまで行って、あんた、幾らお金を使っているのか報告しなさいということは全く必要がない話であって、だから、あくまでも、この条例をつくって、こういう活動を市ぐるみでやるときの、その中に入ってきた人たちはこういうことをしなさいという意味合いの条例だというふうに私は考えているんです。だから、そこは外してしまうとどこまでも際限なく広がりますし、また、市の事業だけに偏ってしまうと、それは市が、要するに今もやっていることと何ら変わらないような状況になるというふうに思います。

やや回答にならないで申しわけないですけど、以上です。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

何かようわかりませんでした。今の16条についての見解はわかりました。ありがとうございます。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、今の、例えば、市民団体に補助なり助成なりするときは要綱等で定めてあるからと、条例で定めてあるの、どっち。要するにセキュリティが張ってあるということ

だから、改めてここでうたわんでもいいよという発言やったかなというふうに思うんやけど。

### ○ 佐野市民文化部長

そのもう一つ前の段階の話と、いわゆるこの市民協働でやる事業というのを、市の今ある補助メニューのような補助要綱に載るような形の事業にするのかどうかということが一つありますね。もうそんなもの全部そのお金をどこかへどんと出してしまっただけで、それこそ、どこかで決めて、その団体を選んでやってもらうということになれば、市の要綱からは外れてしまうと思います、その事業はね。だけど、今皆さんが議論されているように、市からお金をもらって、市からお金をもらってということになれば、市は金を出した以上、そのことについて監査もしますし情報公開も求めますしということになるだろうと。これ、今の要綱なりそういうものに決めてあるとおりにやるということです。

くどいですがけれども、基金なりファンドというものがあって、そこへ市もお金を放り込んで、何に使うかじゃなくて、市民活動に使うという意味でお金を入れて、そのお金を、何かの委員会なり市議会が決めて、必要な団体に配るとということになれば、それについては市のそういう要綱とかそういうものは関与しませんから、そういうものについては逆にこの条例の中できちっとこうやってやらなきゃだめですよというふうなことを決めておく必要があると思います。

### ○ 笹岡秀太郎委員

そうすると、やっぱり小林委員がおっしゃったように、きちんと行政側と整理せなあかん部分というのがありますので、一度、これ、正副きちんと進め合わせをしていただいた上でもう一度示してもらったほうがええかもわからんですわね。

### ○ 杉浦 貴委員長

例えば、この12条は届け出制度ですやろ。これはつくらなあかんわけですね、こちらとあれしながら。それから、財政的支援の部分であれば、この基金制度、整備しというこのところはやっぱり一緒になって手伝ってもらわないと、とてもじゃないけど、こちら、1から10までできないので。

○ 小林博次委員

仕様を載せておかんと作文に終わってしまう。

○ 杉浦 貴委員長

実態知らずに考えだけ押しつけても実際何も形にならんとかいう話になりますので、そこは佐野部長初め、皆さんにご協力いただいているんなものをつくっていくとか、アウトラインをこちらで決めるのか、こちらでアウトラインぐらいは決めやんとあかんと思いますけど、それに従って一緒にやらせていただくという意味ではもうおっしゃるとおりで、いろんなものを決めていかないかと。先ほどの11条の計画の話やら、会議の話やら、あんなんも決めていかないけませんので、そういう意味では今からいっぱい、また仕事もふえてくるということになりますので、そういう意味で頑張っていきたいと思いますが、16条についてはそういうふうな形で次回お示しさせていただくということで。あと、17、18、これ、ちょっともう一括でお願いしたいですけど、この見直しと委員と、この二つについて。特に見直しについてはいかがですかね、これ、4年を超えない。

○ 樋口博己委員

戻って、すみません。

先ほどの15条のところで議会の報告ということでちょっと発言したんですけども、16条が情報公開と説明責任というのが、これは1項も2項も市はという主語になっていまして、これは市民全体向けに公表なり講じるというふうになっておるんですけども、お金の動きに関しては決算で議会としては審査するんだと。市が市民協働を条例をもとに、市民協働を推進する推進状況としての報告というのはこの2項に入っているんですかね、ちょっとその辺がわからないんですけども。市民協働促進委員会にそういうことは報告するのか。

○ 杉浦 貴委員長

委員会との関連がこの2項とか、この辺は絡んでくると思うんですけど、やっぱりその制度をつくったときにいろんな制度が出てくると思うんで、それとこの委員会とここの、今16条との関連で分けるのか片寄せするのかというようなところなんかも、おっしゃるとおりに決めていくとか、煮詰まってくるのではないかという。

○ 樋口博己委員

促進委員会を経由して議会に報告されるのかどうなのかわからないんですけども、最終的には議会にもほかの動きと実際の協働がどれだけ進んでいるのかというのが報告されるような仕組みをまた考えていただければと思います。

○ 杉浦 貴委員長

議会としては全体の補助金やら何やらと見ていますけど、その中身で市民協働の部分はどうなっているのといったら、委員会から、例えば報告書は出てくるというような、そんなイメージなんですかね。

○ 樋口博己委員

何かそういう仕組みをどこかで作っていただきたいということです。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 川村高司委員

おっしゃった実施状況は、例えば、届け出制にしたことによって、もしくは、市がお金を出すことによって、そういう事業、団体にはひもつきで後追いはできて、実施状況というのは掌握できると思うんですけども、本来、この条例自体が市民活動というか、広く一人一人が公に頼るだけではないに相互の、自己の自立というのか、そういう意味で公共からみずからできることはみんなで行っていきましょうよというのか、そういうボランティアを促進するのと、何か共存するのがちょっと難しくなるような部分があるのかな。だから、こういうことがありますよという、本来のボランティアというか性善説の市民の方々へ、お一人お一人のボランティア精神にあふれる活動自体の掌握はお金が出ていないと追えないという話になってくると、市側が公表する実施状況というのはあくまでもお金を出しているところに対する実施状況であって、本当に善の心の市民の活動の掌握には至らないということになるので、その辺の本当の条例化の目的というのか、ちょっと、お前、何きれいごとを言っているんやというレベルの話になるかもしれないんですけど

も、ちょっとその辺に違和感を感じているというのを意見としてちょっと。

#### ○ 樋口博己委員

お金の動きというやつ、市が市民協働を推進する、市の推進する努力はどのような努力をしていてどう進んでいるのかという。市民協働の事業のことではなくて、市として市民協働に取り組む条例をつくって、市民協働を促進するために市としてはどのような努力をしてどのような検証をしているのかというようなところですよ。事業自体ではなくて。

#### ○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

本当に難しい問題で、やっぱり特にボランティアのほうで独自でやってみえるというのは本当にもう、ひょっとしたら見えやんかもわからんというような感じかもわからんですけど、できる限り捕まえられるような活動みたいなものもどこかで考えないといけないのかなと思います。

#### ○ 中村久雄委員

確かにさっきの話でもあったように、自分でやっている、自分で善意でやっている方もいらっしゃると思います。そのいらっしゃる方が、16条の1項のほうで、そういうことが、何や私らとやっていることが同じことをやっている人がこういう条例に当てはまるのやと、こんなんできたら私らもっと活動を広げられるよねというふうなところへ持っていけたら、この市民協働の目的が達せられるかなと思います。

川村委員がさっき根本的に言っちゃったんやけど、時代が、小林委員の話にあったように、時代がそういうふうな、昔でしようゆ貸しや何やたまに、そういうのがもうなくなってきた時代でやっぱりこういうのが必要だよねというところで済んでいるというところで、そう言いながらもしっかり自分は自分のポリシーを持って、自分の向こう隣までちゃんと草を抜いたり溝掃除したり、自分の玄関周り向こう3軒は毎日毎日掃いていらっしゃる方もたくさんいるので、そういう方たちは、例えば地域なんかで交通安全しておったりというのがみんなわかりますやんか。それか、地区から上がってきてどこかで表彰いただけるような形で見える目があったらいいかなというふうなことを感じております。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

17条と……。

○ 小林博次委員

これ、17条、条例の見直し規定で3行ほど書いてあるんやけど、4年を超えない期間ごとに見直しを行うということにして、あとは削除したほうがわかりやすいん違うのかな。見直すんやから条例の改廃もあるわけやし、さまざまなことができるわけね。だから、見直しということだけにして。

○ 杉浦 貴委員長

見直しということだね。期間だけ決めて見直すということ。あと、中身ちょっといろいろ書いてありますけど、ここはもう……。

○ 小林博次委員

わかりにくいんやわ。

○ 杉浦 貴委員長

というご提案が出ております。期間だけ決めて、あと見直すという。文言で言えばそういう、4年ごとに見直すこととするというようなそういう条例文でどうだろうかということでございますが、ほかにはいかがですか。4年ごとに、4年の間ということやと思うんですけど。

○ 小林博次委員

4年の間、4年ごとね。そんな毎年見直しはえらいことだわ。

○ 杉浦 貴委員長

古くなったり、ちょっといかがかというのが出てくると思いますので、この4年の中で、4年ごとに一応。緊急であればやればええだけの話なので、ここら辺は特に問題ないんでしょうかね。今小林委員が言われました、こういうような期間ごとに条例の見直しを行う

ものとするというのが非常にすっきりしていいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 豊田政典委員

8割ぐらい賛成なんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

残り2割は。

○ 豊田政典委員

言葉の問題で、見直すというのはどういうことなんかな、変えるという意味なんですかね。それとも、検討する。

○ 小林博次委員

検討するですよ、検証して、むしろ。

○ 豊田政典委員

例えば、必ず変えないかんという読み方ができるのであれば、見直しを検討するにしたほうが。

○ 小林博次委員

大体見直し規定というのは見直してよければそのままやし、あかんなら変えるよ。

○ 豊田政典委員

だから、この期間ごとに見直すものとするを書いちゃうと、どうなの。変えやんでも見直ししたら、一般的に。

○ 杉浦 貴委員長

どうですか、見直しを検討するものとする、見直しを行うものとするって。

○ 小林博次委員

法制係。

○ 杉浦 貴委員長

法制係。誰なの。

○ 小林博次委員

見直し規定はほかにもあるよ。

○ 杉浦 貴委員長

前田さんがええかな。前田さん、法律強いやろ。どう、ちょっとヒントでいいので。

○ 前田市民文化部理事

前田です。

一般的に私の経験から、この見直し規定を置くとなると一遍やはりこの条例で施行された内容が実際に運用されてみて、それがやはり何らかの形でその条文を見直す可能性が高い場合にこの内容を見直すというふうに入れることが多いように思います。ですので、見直しとか書く場合はやっぱり改正することもかなり可能性としてあるということの含みはあるように解釈されると思います。

○ 笹岡秀太郎委員

例えばほかに表現しようとする、ほかの条例で例はあるの。

○ 小林博次委員

見直し規定は議会基本条例。

○ 杉浦 貴委員長

議会基本条例。

○ 前田市民文化部理事

ちょっと今調べてみますと、自治基本条例でもそのようなことは書かれておる、同じ表現で書かれておるといことです。

○ 笹岡秀太郎委員

基本条例に倣って進めるというのは常識的な考え方かな。

○ 前田市民文化部長

例えば、自治基本条例のちょっと解説、これ、逐条解説なんですが、やはりここに書かれているとほぼ同じ内容が書かれておりまして、この条例の規定の内容について改正すべきところが運用によって見えてくるということも考えられるのでこういうのを置きましたという説明になっております。

○ 杉浦 貴委員長

わかりました。

○ 小林博次委員

この条例は後からも全く一緒なんやん。あかんで変えるわけやで。

○ 杉浦 貴委員長

そうしたら、そういう自治基本条例等を参考にして、もう少しすっきりした形で次回に書き直させていただいてお諮りをさせていただくということよろしいでしょうか。基本的には自治基本条例をベースにして見直ししたいと思いますので、よろしくお願ひします。

あと、18条なんですけど、もうこれでよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

だから、この中に入っておる規則なんかは市長が別に定めるということやな。

だから、つくらせて検討すると、我々が。

○ 杉浦 貴委員長

ということで、一応18条までたどり着きましたので。12条からやっておるね。この11条

は結構大きな内容というか、なので、これについてはまた別途やったほうがよろしいですか、これ。結構な大きな……。

○ 小林博次委員

文章全体のバランスの問題とか、文章の問題。それから、あと、規則とか何かが入ってきてこの表現が合うのかどうかということがあるので、全般で見直していただいたらどうです。

○ 杉浦 貴委員長

私としては、まず個別のというようなやつは11条をやらせてもらって、それで、先ほども言いましたように、例えば12条の届け出制度がどんな制度がええんやとか、基金制度って概念的にどんなんとかいうのをまたここでやらせていただきながら行政のほうから意見をもらって。

○ 小林博次委員

行政とすり合わせて出してきた。そうすると、そのまま実現していくから。

○ 杉浦 貴委員長

形のあるものを出してこい。

○ 小林博次委員

そうそう。

○ 杉浦 貴委員長

それをたたくようなそういうイメージのほうがよろしいですか。

○ 小林博次委員

何かもう、ぐーっと退屈しておる。

○ 芳野正英委員

あと、きょう出ましたように、実は僕も11条と15条の会議の整理ですけど、実は僕は答えは決まっておって、要は11条の計画をつくるのはこの市民協働促進委員会かなと思っているので、実は11条と15条を一緒にして、一緒というか、ごめんなさい、違うんだ。11条は計画をつくると書いてあって、その次のところに、今、ここ、11条の2項を別に条文立てして、市長はどうどうでこの市民協働促進委員会を設置することとするとして、詳しい15条の分を11条の次に持ってくればすっきりするんじゃないかなという答えを僕は持っておったんです。豊田委員は、わかりませんが。そういう思いを持っておったので、11条と15条を整理していただくといいかなというふうに思います。

#### ○ 杉浦 貴委員長

登録が届け出になった時点で大分いろんなところが根本的に変わった部分もあって、それもここら辺と影響してくるんですかね、やっぱり。そうしたら、やっぱり11条のところというのは15条とも絡みますし、次回ここだけたたきに行くということで、残りの、先ほど言っていました届け出制度とかそういうことについては、できる限り必要なものをピックアップして、僕らも、正副で。それについて担当と、行政のほうと話をさせていただいて、アウトラインを、概略みたいなものをつくらせていただけるかどうかわかりませんが、できるだけつくらせていただいて提示させていただくということで、次回が27日ということで、1時半ということで、ひとつよろしく願いをいたします。

#### ○ 小林博次委員

それだけあったら、十分できるわ。

#### ○ 杉浦 貴委員長

よろしく申し上げます。

それで、きょう、ちょっとこの資料、これ、せっかく出していただいておりますので、これについて5分かそこらぐらいでご説明だけお願いをして、きょうは持ち帰っていただくだけにしますので、よろしく申し上げます。

#### ○ 山下市民生活課長

市民生活課長の山下でございます。

これにつきましては、24年1月6日の特別委員会の際に予算ベースでお出しをさせていただいたものを、23年度の決算のベースで置きかえさせていただいたものをお出しいただいております。中身につきましては、基本的には、めくっていただきますと、一応地縁による団体への補助金、あるいは委託費、NPOとかボランティアの委託費と補助金、それと、あと協会や協議会などに分けさせていただいて、その詳細につきましては2ページ以降に、3、4ページにそれぞれの団体ごとの、右側の端に委託は委託、それと、補助金は補助金というふうに丸を振らせていただいておりますので、そのような内訳になっておりますので、ご確認をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

きょうは、これ、まとめていただきましたので、また、よく細かくまとめていただいておりますので、また見ていただいて、27日ですか、そのとき、また質問等、いろんなことがありましたらそのときをお願いをしたいと思います。

きょうはもう以上で委員会を閉じさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

じゃ、終わらせていただきますので、どうもありがとうございました。

15 : 29 閉議